

あっせん・仲裁等について

(趣旨)

電気事業法上、本委員会の業務として、あっせん・仲裁等の紛争処理が定められているが、これらの手続の細目となる規程を定めるとともに、あっせん委員及び仲裁委員の候補者を定める必要がある。

主なポイント

1. 電力取引監視等委員会紛争処理規程 (委員会決定)

電力取引監視等委員会令第四条の規定に基づきあっせん及び仲裁の手続の細目を定めるため、電力取引監視等委員会紛争処理規程 (別添 1) を策定する。

(概要)

- ・公正性及び独立性に疑義のある事情がある場合における、あっせん委員及び仲裁委員の指名の欠格・回避・事実の開示に関する規定【第 1 条、第 2 条及び第 8 条】
- ・手続の分離又は併合、準備手続、証拠資料の閲覧等の手続の細目に関する規定【第 4 条、第 10 条及び第 12 条等】

2. あっせん委員及び仲裁委員候補者 (委員会指定)

あっせん委員及び仲裁委員は、本委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される (電気事業法第 37 条の 2 第 3 項及び第 37 条の 3 第 3 項)。そこで、かかるあっせん委員及び仲裁委員の候補者として、以下の者を指定する。また、電気事業法施行令第 2 条の 6 の規定に基づき、仲裁委員の名簿 (別添 2) を作成する。

(委員)

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

(特別委員)

- ・小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科准教授
- ・田中 誠 政策研究大学院大学教授
- ・堤 あづさ あずさ監査法人 公認会計士
- ・村上 政博 成蹊大学客員教授、弁護士
- ・若林 亜理砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授